

## 保護命令の再度の申立てについてQ&A

～ 保護命令を一度得たが、引き続き更に保護命令を得る必要がある方へ ～

東京地方裁判所民事第9部弁論係

TEL 03 (3581) 3456 (ダイヤル)

Q1 保護命令の期間がもうすぐ終了します。転居は済ませましたが、現在も相手方に会うと暴力を振るわれるおそれがあるので、再度、保護命令を申し立てたいのですが。

A1 以前保護命令を得た申立人が、現在まで新たな暴力を受けてはいないけれども、相手方が申立人の親族に対し「保護命令が終わったら痛めつけてやる」等発言しているなど、前回の保護命令の効力期間が終了してしまうと暴力を受けるおそれが大きい場合、前回保護命令を求める根拠となった暴力や脅迫を理由として、再度の保護命令（接近禁止命令、電話等禁止命令、子への接近禁止命令・電話等禁止命令、親族等への接近禁止命令）の申立てができます。ただし、この申立ては延長や更新ではなく、新たな事件として審理されますので、再度の申立ての段階で、今後の暴力や脅迫により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいことが必要です。単に「相手方は何もしないけれどもう会いたくない」「子どもの気持ちを考えて相手方に会わせたくない」という申立てですと、保護命令が発令されないこともありますから、注意してください。

Q2 再度の退去等命令は、どのような場合に申し立てることができますか。

A2 退去等命令については、前回の退去等命令の効力期間中に申立人がやむを得ない事情（責めに帰することのできない事由）で住居から転居できなかったような場合に限り、再度の（退去等命令の）申立てができます。そして、審理の結果、再度の退去等命令を発令すると相手方の生活に特に著しい支障を生ずると認められる場合には、裁判所は退去等命令を発令しないこともあります。

Q3 いつ申し立てればよいでしょうか。

A3 再度の申立ても前回の申立てと同様、相手方を審尋して事情を確認しますので、前回発令の効力の終期と相手方を呼び出すのに要する時間など保護命令が発令されるまでの期間を考慮して、再度の申立てをしてください。

Q4 どの裁判所に申立てをするのですか。（東京地方裁判所へ再度の申立てができるのは、どのような場合ですか。）

A 4 東京地方裁判所へ申立てができるのは、次のいずれかの場合です。前回保護命令を発令した裁判所であるとしても、それだけでは申立てを行うことができないので注意してください。

- (1) 申立人又は相手方の現住居所が東京都23区又は伊豆・小笠原諸島内にあるとき
- (2) 東京都23区又は伊豆・小笠原諸島内で相手方からの暴力等が行われたとき

Q 5 再度の申立てに当たり、事前に行っておくことはありますか。

A 5 今回再度の申立てをするにあたり、相手方からの暴力等について、東京都女性相談支援センター（Tel 5 2 6 1 - 3 1 1 0）、東京ウィメンズプラザ（Tel 5 4 6 7 - 1 7 2 1）などの配偶者暴力相談支援センター又は警察署（生活安全課等）に相談に行っておく必要があります（配偶者暴力相談支援センターに指定されていない他の機関では足りません。詳細については最寄りの地方自治体に照会してください。）。

再度の申立ては、前回の保護命令の根拠となった暴力等を基にして申し立てるものですが、前回の申立ての際に相談に行ったことだけでは足りず、今回の申立てに当たり、**以前受けた暴力等の事実と現段階で更に身体的暴力等を受けるおそれがあること**の両方について、前記の機関へ申立人が赴いて相談した事実を記載しなければなりません。

子への接近禁止命令・電話等禁止命令又は親族等への接近禁止命令を求める場合、相談又は宣誓の段階でこれらの命令が必要と考えられる事情についても言及しておく必要があります。

事前に相談をしていないときは、公証人役場において相手方から暴力等を受けたことなどについての申立人の供述を記載し、その供述が真実であることを公証人の面前で宣誓して作成した**宣誓供述書**を再度の保護命令の申立書に添付しなければなりません。

前記の機関に相談をしておらず、宣誓供述書の添付もないと、申立てをしても保護命令が発令されないこととなりますから、注意してください。

Q 6 申立てにはどのような書類等が必要でしょうか。

A 6 基本的には前回同様、新たな申立てとして審理されるため、申立書のほかに、下記の書類等を提出してください。申立書の作成にあたり、当裁判所のホームページからダウンロードできる申立書の書式（ひな形）をご利用ください。また、申立時には一般的には添付書類や証拠が必要ですが、証拠として、前回までの保護命令申立書及び保護命令謄本の各写しも必要となります。申立書（裁判所用）とその写し（相手方送付用）の計2部のほか、添付書類は1部のみを、証拠は2部（裁判所用・相手方送付用）を提出してください。

また、裁判所に提出された書類は相手方に、送付等することになるので、申立人は、相手方に知られたくない連絡先（避難先）の記載が書類にないことを十分に確認した上で裁判所に書類を提出してください。

なお、東京地方裁判所本庁では、原則として申立ての当日に裁判官の面接を受けていただきますから、申立人ご本人においていただく必要があります。申立てから裁判官の面接が終了するまで概ね2時間から3時間程度は見込まれます。来庁予定を事前にご連絡ください。

#### 記

- (1) 申立手数料の収入印紙1000円

郵便切手2310円（内訳：500円×2枚、300円×2枚、100円×4枚、50円×3枚、20円×5枚、10円×5枚、2円×5枚）

- (2) 当事者間の関係を証明する資料（以下のア又はイのいずれか）

ア 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料（添付書類）

ex. 戸籍謄本及び住民票（申立人、相手方の双方のものがが必要です。直近3か月以内のもの）（一方が外国人の場合：続柄の記載がある住民票）

イ 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料（証拠）

ex. 申立人及び相手方の住民票、生活の本拠における交際時の写真、電子メール又は手紙の写し、住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し、電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し、本人や第三者の陳述書 等

- (3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料（証拠）

ex. 診断書、受傷部位の写真、申立人本人や第三者の陳述書 等

- (4) 相手方から今後暴力・脅迫を受けて生命又は心身に重大な危害を受けるおそれの大きさを証明する資料（証拠）

ex. うつ病等により通院加療を要する症状が出ている場合は診断書（詳細は「配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについてQ & A」のQ3-2参照）

申立人本人や

第三者の陳述書、電子メール又は手紙の写し 等

- (5) 【6か月間の退去等命令を求める場合に必要な書類】

退去を求める建物の所有者又は借借人が申立人であることを証明する資料

ex. 建物登記事項全部証明書、賃貸借契約書 等

- (6) 【子への接近禁止命令等を求める場合に必要な書類】

接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書（証拠）

※ 同意書の署名の筆跡がお子さん本人のものであることが確認できるもの（学校のテストや手紙等）を同時に提出してください。（添付書類）

(7) 【親族等への接近禁止命令を求める場合に必要な書類】

① 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書。）（証拠）

※ 同意書は対象者（法定代理人）本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの（手紙、印鑑証明書、パスポートの署名欄等）を同時に提出してください。（添付書類）

② 対象者の戸籍謄本及び住民票。その他申立人本人との関係を証明する書類（添付書類）  
法定代理人による同意書には、これらに加えて資格証明書の提出が必要です。

（添付書類）

③ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など（証拠）

(8) （前回分の）保護命令申立書及び保護命令謄本の各写し（証拠）

Q 7 申立ての住所は、どのように記載しますか。

A 7 申立人の生活の本拠が最初の保護命令の発令時と状況が異なっていることがありますが、申立人の現在の住居所が相手方に判明することによって、申立人が以後被害に遭う可能性がある場合には、申立人は、申立書には、相手方と共に生活の本拠としていた住居や、住民票上の住所を自らの住所として記載すれば足ります。

Q 8 申立後の手続の流れはどのようになりますか。

A 8 申立人面接の終了後、通常、1週間後くらいに、相手方の意見聴取のための審尋期日が設けられます。相手方の審尋期日には申立人が出席する必要はありません。裁判所は、相手方の言い分を確認し、証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。早ければ、相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されることもあります。

以上